

○早島町都市公園使用料減免規程

(平成 28 年 3 月 29 日規程第 3 号)

改正 平成 29 年 3 月 1 日規程第 2 号 令和 3 年 3 月 1 日規程第 2 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、早島町都市公園条例施行規則（平成 17 年規則 2 号。以下「規則」という。）第 8 条及び第 9 条に規定する使用料の減免の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(減免基準)

第 2 条 規則第 8 条第 1 項第 3 号及び第 2 項の規程による減免の基準について、次のとおり定める。

(1) 全額免除する場合の基準は、次のとおりとする。

ア 早島町が主催又は共催する事業のため使用する場合

(2) 半額減免する場合の基準は、次のとおりとする。

ア 早島町が後援する事業のため使用する場合

イ 早島町スポーツ少年団又は早島町子ども会に登録している団体がその活動で使用する場合

ウ 町内に住所を有する障がい者及びその介護人で構成する団体が使用する場合

エ 町長が認める早島町の歴史・文化の継承・保存を目的とする団体がその活動に使用する場合

オ その他町長が、公益上必要があると認めた場合

(減免申請の時期等)

第 3 条 規則第 9 条第 1 項の申請は、公園を利用しようとする日の一週間前までに提出しなければならない

2 規則第 9 条第 2 項の使用料減免可否決定通知書により減免をうけた者は、使用料を支払う時に提示しなければならない。

附 則

(制定期日)

1 この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

(準備行為)

2 この規程の施行に関し必要な準備行為は、この規程の施行の日前においても行うことができる。

附 則(平成 29 年 3 月 1 日規程第 2 号)

この規程は、公布の日から施行する。

附 則(令和 3 年 3 月 1 日規程第 2 号)

この規程は、公布の日から施行する。